

■ 業務実施部における重点施策

1 雇用の維持・継続に向けた支援

〈課題〉

新型コロナウイルス感染症の影響により休業を余儀なくされた労働者の雇用の維持・継続のために対策を講じていく必要がある。

〈取組〉

雇用調整助成金について、地方自治体との連携による制度の周知及び相談体制を維持し、休業のほか、教育訓練、出向を通じて雇用維持に取り組む事業主を支援する。

産業雇用安定助成金により、出向元と出向先双方の企業を一体的に支援するとともに、産業雇用安定センター等関係機関と連携し、在籍型出向を活用した雇用維持を促進する。

2 ハローワークシステムの刷新を踏まえた職業紹介業務の充実・強化について

〈課題〉

インターネットを介した求人申込及び求職申込や、詳細な求人情報の提供等のハローワークシステムの機能強化を効果的に活用し、職業紹介業務の更なる充実・強化を図る必要がある。

〈取組〉

機能強化したハローワークインターネットサービスの利用促進を図るとともに、求職者及び求人者にマイページの開設・活用を働きかける。

一方で、来所による支援が必要な求職者に対しては、担当者制の活用を含む課題解決支援サービスを提供し、求人者に対しては、求人充足のフォローアップと併せた事業所訪問の積極的な展開に取り組むなど、ニーズに応じたサービスが確実に提供できるよう努める。

3 業種・職種・地域を超えた再就職等の促進

〈課題〉

「新たな日常」の下で、雇用維持に対する支援を継続しつつ、業種・職種・地域を超えた再就職等を促進するため、ハローワークにおける再就職支援や職業訓練、地方自治体との連携による雇用対策等を強力に推し進める必要がある。

〈取組〉

(1) 職業訓練を通じた職業スキルや知識の習得の促進

公共職業能力開発施設や各種職業訓練実施機関等において、地域ニーズに応じた職業に必要な技能及び知識を習得するための職業訓練を推進する。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等への業種・職種を超えた再就職等の支援

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等（以下、「新型コロナ離職者」という。）向けに、ニーズの高いハローワークに「JOB-チェンジサポートコーナー」を設置し、雇用吸収力の高い職種や分野への就職を促すなど、業種・職種を超えた再就職支援を推進する。

また、就労経験のない職業に就くことを希望する新型コロナ離職者の安定的な早期再就職支援を図るため、一定期間試行雇用する事業主に対して、試行雇用期間中の賃金の一部を助成（トライアル雇用助成金）する。

(3) 「雇用対策協定」等による地方公共団体との連携

地方公共団体との間で締結した「雇用対策協定」「一体的実施事業協定」に基づき、地方公共団体が行う生活相談等と国の職業相談を一体的に実施する取組やU-I-Jターン事業等の地域の雇用対策を円滑かつ効果的に実施できるよう連携を図る。

4 非正規雇用労働者等の再就職支援

〈課題〉

非正規雇用労働者や新規学卒者等の雇用の安定のため、職業訓練も含めた一貫したきめ細かな就労支援や定着支援を促進していく必要がある。

〈取組〉

(1) 非正規雇用労働者等に対する個々の状況に応じたきめ細かな担当者制支援

非正規雇用労働者やフリーター（35歳未満で正社員就職を希望する求職者）を対象として就職支援ナビゲーターの担当者制により、個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を行う。

(2) 求職者支援訓練による再就職支援

雇用保険の受給資格を有しない求職者に対し、求職者支援訓練を実施し、給付金の支給により訓練受講期間中の生活を支援するとともに、就職支援を行う。

(3) ハローワークにおける生活困窮者等の就労支援

ハローワークにおいて地方公共団体と連携して生活保護受給者・生活困窮者等の就労支援を実施するとともに、就職後の職場定着支援を行い、就労による自立を促進する。特に新型コロナウイルス感染症の影響等により増加が見込まれる生活困窮者等に対し、特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）を活用した就労支援を強化する。

(4) 新規学卒者等への就職支援

第2の就職氷河期世代をつくらないため、新規学卒者等（既卒3年以内を含む。）を対象に、新卒応援ハローワーク等に配置した就職支援ナビゲーターの担当者制による個別支援に加え、就職活動開始前の学生等に対する早期の支援を実施する。

また、学校等との連携強化により支援対象者の確実な把握を行い、就職実現までの一貫した支援の強化を図る。

5 人材不足分野への就職支援

〈課題〉

医療、介護、建設、警備及び運輸といった雇用吸収力の高い分野において人材不足が深刻化している。そのため、職業訓練の充実、ハローワーク等におけるマッチングの促進を進めていく必要がある。

〈取組〉

(1) 雇用と福祉の連携による離職者への介護分野への就職支援

ハローワーク、訓練機関及び福祉人材センターの連携強化による就職支援、介護分野向け訓練枠の拡充、訓練への職場見学・職場体験の組み込み、訓練委託費等の上乗せ、福祉人材センター等による介護分野に就職した訓練修了者への貸付金制度の活用を促進する。

(2) 人材不足分野のマッチング

雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化するため、札幌、函館、旭川及び帯広のハローワークに設置している「人材確保対策コーナー」を中心に、関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図る。

また、事業主の雇用管理改善に対する助成（人材確保等支援助成金）により、「魅力ある職場づくり」の促進等を図る。

6 就職氷河期世代活躍支援プランの実施

〈課題〉

いわゆる就職氷河期世代は、現在、30代半ばから40代半ばに至っている。雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する就職ができず、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいる。このため、就職氷河期世代の抱える固有の課題（希望する職業とのギャップ、実社会での経験不足等）や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、同世代の活躍の場を更に広げられるよう3年間で集中的に取り組む必要がある。

〈取組〉

（1）チーム制による伴走型支援

一人ひとりの課題に対応するため、札幌わかものハローワーク内及び函館所に設置している就職氷河期世代専門窓口において、重点的な支援を行う。

また、事業主への助成金（特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金）の活用により、就職氷河期世代の雇用機会の増大を図るとともに正社員としての就職を促進する。

（2）北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォームにおける取組及び地域若者サポートステーションとの連携

北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォームにおいて、支援策の周知広報、就職氷河期世代の雇入れや正社員化等の支援に取り組むほか、新たに雇入れ等に係る好事例の収集・発信を行う。

また、ハローワークと地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）の連携体制を強化し、就職氷河期世代専門窓口において、定期的にサポステの相談窓口を開設し、連携した支援を実施する。

（3）民間事業者のノウハウ等を活かした不安定就労者の就職支援の実施

民間委託による成果運動型の「不安定就労者再チャレンジ支援事業」で、キャリアコンサルティング、職場実習等から就職あっせん、定着支援までを行い、安定就職につなげる。

また、「短期資格等習得取得コース事業」により、訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就職等安定雇用を支援する出口一体型の訓練を行う。

7 高齢者の就労・社会参加の促進

〈課題〉

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、我が国の経済の活力の維持・向上のためにも、働く意欲がある高齢者が年齢にかかわりなくその能力・経験を十分に発揮し、活躍できる社会を実現することが重要である。

このため、事業主において 65 歳までの雇用確保措置が適切に講じられるよう取り組むとともに、令和 3 年 4 月 1 日に施行された、改正高齢法（70 歳までの高年齢者就業確保措置を講じる努力義務を新設）に基づく取組を進めることが必要である。

さらに、60 歳以上の労働災害は全体の約 3 割を占めており、今後も高年齢者の就業増加に伴い労働災害の発生が懸念される。

〈取組〉

（1）70 歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

70 歳までの就業機会確保に向けた環境整備を図るため、改正高齢法の周知に努めるほか、65 歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等を行う企業、60 歳から 64 歳までの高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援を行う。

また、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の 65 歳超雇用推進プランナー等による提案型の相談・援助による支援を行う。

（2）ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援の拡充

65 歳以上の求職者の再就職支援に重点的に取り組むため、道内 12箇所のハローワークに設置している「生涯現役支援窓口」において、高齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援を強化する。

（3）高年齢者雇用確保未実施企業に対する指導

雇用確保措置を講じていない事業主に対して的確に助言・指導を行い、必要に応じて労働局及びハローワークによる訪問指導を実施し、未実施企業を早期に解消するよう努める。

（4）労働災害防止に向けた取組 ※4（労働基準部において実施）

労働災害が増加傾向にある高年齢労働者の労働災害を防止するため、「高年齢労働者の労働災害防止のためのガイドライン」の周知及び中小企業による労働災害防止に向けた取組を支援するための補助金等の周知を図る。

(5) シルバー人材センターなどの地域における多様な就業機会の確保

シルバー人材センターにおいて、定年退職後等の高年齢者の多様な就業ニーズと地域ニーズをマッチングし、高年齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を通じて地域社会の活性化等を図る。

また、地域の高齢者の就業促進を図るため、地域の様々な機関が連携して高齢者の就業を促進する「生涯現役促進地域連携事業」を実施している帯広市及び鷹栖町と連携・協力を図り、多様な雇用・就業機会の創出に取り組む。

8 障害者の就労促進

〈課題〉

令和3年3月1日に引上げられた障害者雇用率を踏まえ、官民問わず障害者の雇用促進や職場定着を一層推進するほか、多様な障害・特性に対応した、適切な就労支援に取り組む必要がある。

〈取組〉

(1) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化

ハローワークと地域の関係機関が連携し、特に、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫した支援を行い、中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化を図る。

障害者就業・生活支援センターについては、新型コロナウィルス感染症の影響により、障害者及び事業主の両者に対し必要な支援を行うことが重要なことから、オンラインによる支援を活用する等により、引き続き就業支援の推進を図る。

(2) 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化

精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者についてハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進する。特に、大学等における発達障害者等の増加を踏まえ、雇用トータルサポート（大学等支援分）を配置し、就職活動に際して専門的な支援が必要な学生等に対して、大学等と連携して支援対象者の早期把握を図るとともに、就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を行う。

(3) 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援の推進

公務部門において雇用される障害者の雇用促進・定着支援を引き続き推

進するため、障害特性に応じた個別支援、障害に対する理解促進のための研修等を行う。

9 外国人に対する支援

〈課題〉

道内における外国人を雇用する事業所、技能実習生を含めた外国人労働者は年々増加しており、適正な労働条件の確保や労働災害防止を図るなど、外国人労働者が安心して働き、その能力を十分発揮できる環境を確保することが必要である。

また、外国人求職者については、多言語化での職業相談を実施するとともに、在留資格に留意した就職支援に取り組む必要がある。

〈取組〉

(1) 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援

外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問等による雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助等を行うとともに、外国人雇用管理アドバイザーによる外国人の採用や雇用維持のための相談・支援等についても積極的に実施する。

また、外国人が自らの労働条件等を十分に理解し、適正な待遇の下で就労を継続し、その能力を発揮できるよう、外国人を雇用する事業主の雇用管理改善の取組に対する助成（人材確保等支援助成金）を行う。

(2) 技能実習生を含めた外国人労働者の労働災害防止対策 ※5（労働基準部において実施）

関係団体等に対し、外国人労働者向け安全衛生教育用視聴覚教材の活用等、労働災害防止についての周知を図る。

(3) 北海道と連携した地域における外国人労働者の受け入れ・定着のためのモデル事業の実施

特定技能外国人の円滑な職場・地域への定着支援を行うモデル事業を北海道と局・ハローワークが連携し引き続き実施する。

(4) 外国人求職者等に対する就職支援

① 外国人留学生等に対する相談支援の実施

ハローワーク札幌に設置している「留学生コーナー」において、大学訪

間により就職支援メニューの周知・利用促進を図るとともに、職業相談や本省委託事業（セミナー・面接会）との連携による効果的な支援に努める。

② 定住外国人等に対する相談支援の実施

ハローワーク札幌に設置している「外国人雇用サービスコーナー」において、英語・中国語・韓国語の通訳を配置するほか、外国人求職者の増加が著しいハローワーク岩内倶知安分室に英語の通訳を配置し、きめ細かな職業相談を実施するとともに、早期再就職支援及び安定的な就労の確保に向けた支援に努める。

また、多言語化が進む外国人求職者に対する職業相談の円滑化を図るために、道内各ハローワークにおいて「多言語コンタクトセンター」を活用する。

10 求職者の状況に応じた就職等の支援

〈課題〉

季節労働者数は、昭和 55 年の 30 万人をピークに減少しているが、本道の地域性からいまだ多数（約 4.5 万人）の季節労働者がおり、通年雇用化の促進等により雇用と生活の安定を図る必要がある。

また、刑務所出所者等については、前歴等から就労機会が制約され再犯に至ることが多く、犯罪件数が全体で減少傾向にある中、再犯率は高まっている。

住居や職業の安定が再犯防止に有効であることから、刑務所出所者等への社会復帰に向けた支援を行う必要がある。

〈取組〉

（1）季節労働者に対するきめ細かな就職支援等による通年雇用化の促進

季節労働者にハローワークの利用を促し、就職支援ナビゲーターが個別求人開拓、職業訓練、各種セミナー及び各種助成金等の支援メニューを活用した一貫したきめ細かな就職支援を行う。

また、通年雇用助成金制度を事業所訪問や各種会議等で事業主に対して積極的に周知し、活用促進を図る。

通年雇用促進支援事業を受託した協議会が実施する各種事業メニューの周知・参加勧奨を、ハローワークの窓口で行う等の協力を行い、事業成果による通年雇用化を推進するなど、ハローワークで実施する就職支援と相乗効果を高めるための連携を図る。

（2）刑務所出所者等の就労支援

刑務所、少年院、保護観察所、矯正就労支援情報センター等の関係機関と連携を図り、トライアル雇用等の支援制度も活用した職業相談、職業紹介、求人開拓等を行い、就労支援を推進する。

就労支援強化矯正施設に指定されている月形、札幌（支所を含む）、網走の各刑務所においては、ハローワークの就職支援ナビゲーターが駐在して個別相談、職業講話、セミナー等を実施し、また、保護観察所等に対する巡回相談の実施により、就労支援の充実を図る。

北海道再犯防止推進会議に参画し、北海道が策定する「北海道再犯防止推進計画」の推進に協力する。